貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～7　略］ （平成三十年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例） 8　個人顧客が平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成三十一年一月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** ［1～7　同上］ ［項を加える。］

第十条の二十三第一項第二号の二ハ	三月	六月
第十条の二十三第一項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)	書面	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面
第十条の二十三第二項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十六第一項	一月	六月
第十条の二十八第一項第一号ハ	三月	六月
第十条の二十八第一項第三号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況

9　貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十七号）の施行の日から平成三十一年一月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。